

【斎場の概要】

名 称 御殿場市・小山町広域行政組合斎場

所 在 地 御殿場市萩原 9 9 2 番地の 9 8

◆ 施設内容

○ 斎 場 棟

火葬炉 4 基、動物炉 1 基、告別ホール、炉前ホール、霊安室、収骨室、収骨準備室、機械室、中央監視室、オイルポンプ室、残灰処理室、台車置場、倉庫

○ 待 合 棟

ロビー、待合室 4 室（3 室各 6 0 人、1 室 4 8 人収容）、告別式場（9 0 人収容）、事務室、湯沸室、トイレ、多目的トイレ

○ 渡り廊下

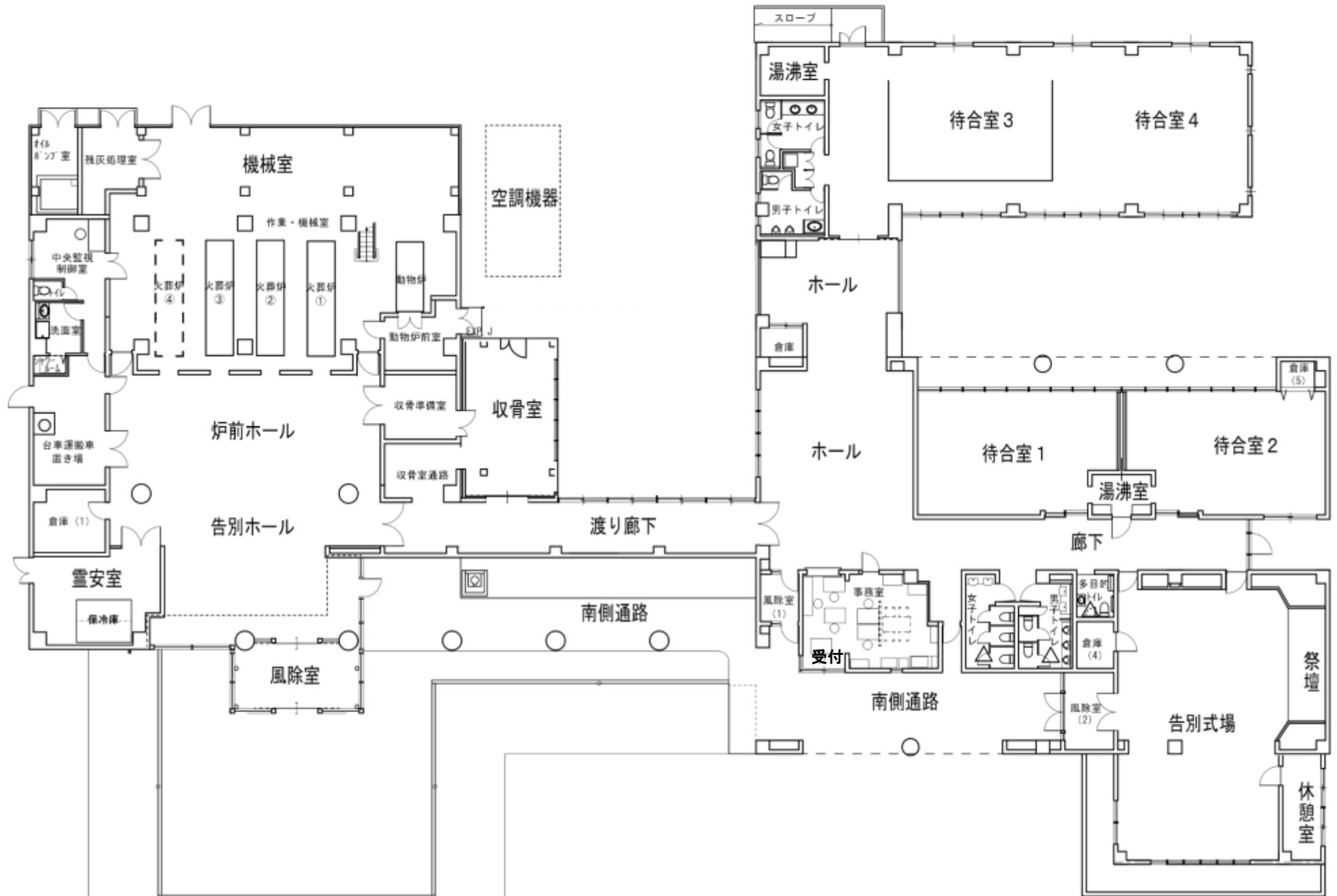
斎場使用料

区分		単位	使用料（円）		備考
			管内の者	管外の者	
火葬炉	12歳以上の者	1体	4,000	50,000	
	12歳未満の者	〃	3,000	30,000	
	死産児	1胎	2,000	20,000	
	胞衣、人体の一部又は改葬に係るもの	1件	3,000	25,000	1件30kg以内
動物炉	小動物	1体	10,000	30,000	
告別式場	3時間以内葬祭儀のために使用する場合に限る。	10,000	50,000	超過料金は、1時間につき管内の者は2,000円とし、管外の者は10,000円とする（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）。	
霊安室	1日以内	5,000	20,000	1日に満たないときは、1日とみなす（冷却保存器使用を含む。）。	
<p>※ 管内の者に係る使用料は、次に掲げるいずれかの事由により斎場を使用する場合に適用し、これ以外の場合は、管外の者に係る使用料を適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 死亡時に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づく御殿場市又は小山町の住民基本台帳に記録されている者の火葬並びに告別式場及び霊安室の使用 2 法に基づく御殿場市又は小山町の住民基本台帳に記録されている者（以下「住民」という。）が父又は母である死産児の火葬 3 住民が使用者となる胞衣、人体の一部若しくは改葬に係る火葬又は小動物の火葬 					

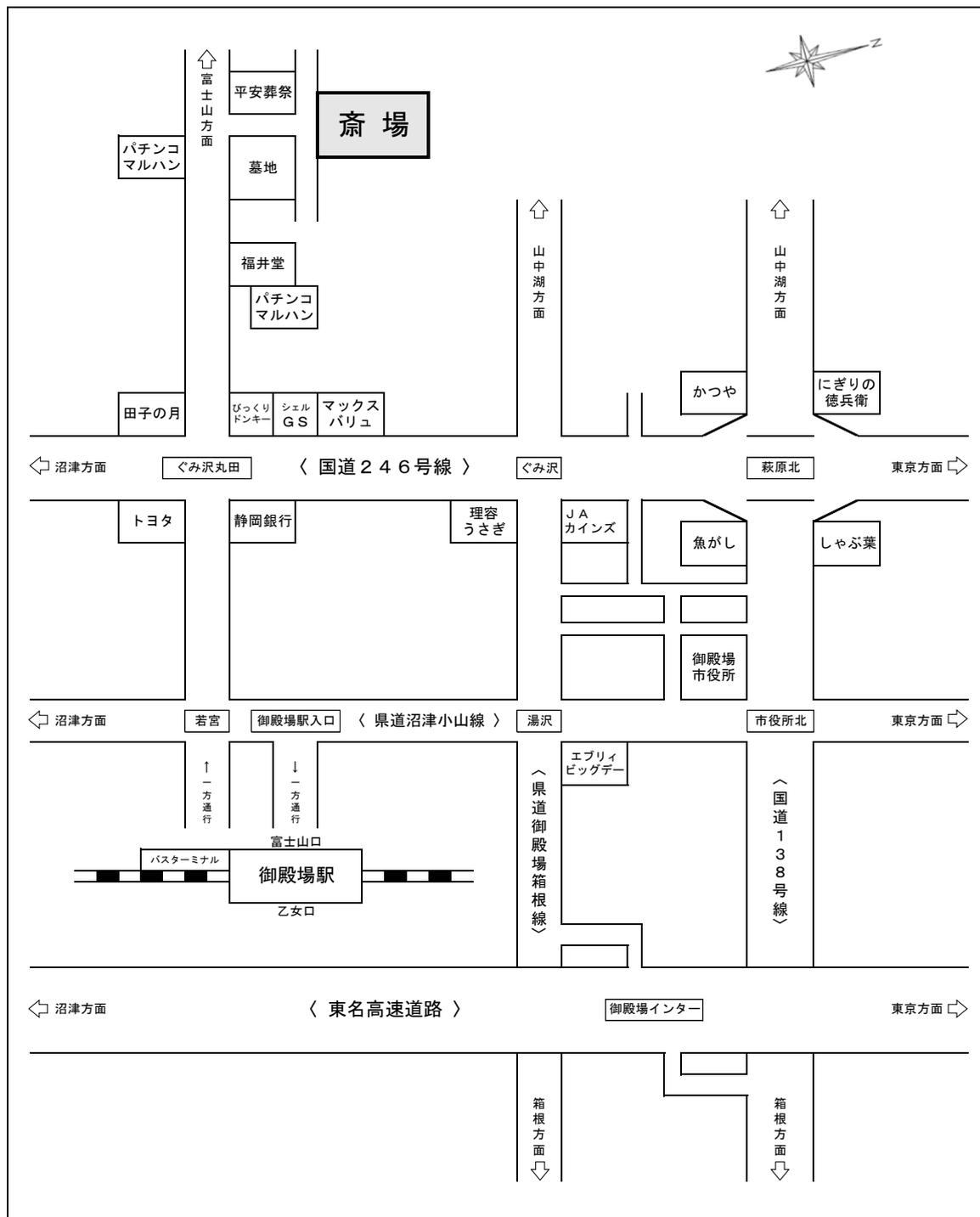
分骨証明手数料

区分	手数料（1件）	件数区分等
分骨証明書	300円	1枚を1件とする。

斎場館内平面図



御殿場市・小山町広域行政組合 齋場 案内図



【お問合せ】

- ◆ 御殿場市・小山町広域行政組合 齋場 (玉穂齋場公苑)
所在地 : 〒412-0042 御殿場市萩原 9 9 2 - 9 8
電話 : 0 5 5 0 - 8 9 - 0 9 4 9
- ◆ 御殿場市・小山町広域行政組合 事務局 庶務課 総務スタッフ
所在地 : 〒412-8601 御殿場市萩原 4 8 3 御殿場市役所分館 1 階
電話 : 0 5 5 0 - 8 2 - 4 6 2 3